

令和4年11月16日  
文教・福祉常任委員会資料  
福祉こども部保育支援課

## 令和5年度保育所等入所申込み等について

令和5年度保育所等一斉入所申込みについて、下記のとおり受け付けますのでご報告いたします。

### 記

#### 1 令和5年度保育所等一斉入所申込みの受付について

申込受付期間：令和4年12月1日（木）～12月14日（水）

申込受付場所：市役所1階101会議室

※令和4年12月1日（木）～12月3日（土）は、市内の公立・民間保育所（園）、認定こども園でも申込書類を預かります。

#### 2 主な変更内容について

##### （1）保育の必要性の事由の一部変更 資料1

- ・就労等の要件について「1日4時間以上かつ週4日以上（月60時間以上）」を「1日4時間以上かつ月60時間以上」に変更

##### （2）保育所等入所選考基準の一部変更 資料2

- ・保育要件が就労の場合の基本点数について「1日4時間以上かつ週4日以上、月60時間以上」から加点していたが、「1日4時間以上かつ月60時間以上」から加点することに変更

- ・同一点数となった場合の優先順位について新たに「就労日数が多い」という項目を追加

資料 1

保育所等入所申込み 保育の必要性の事由 (抜粋) 新旧対照表

令和4年度		令和5年度	
	事由	事由	要件
1	家庭外で仕事をしている	1 家庭外または家庭内で家事以外の仕事をしていること。 収入の目安： <u>5万6千円/月以上</u> ※就労先が確定している採用予定者についても上記の要件に準じます。	1日4時間以上かつ月60時間以上就労していること。(内職の場合の収入の目安： <u>2万円/月以上</u> ) ※就労先が確定している採用予定者についても上記の要件に準じます。
2	家庭内で家事以外の仕事をしている	子どもと離れて1日4時間以上かつ週4日以上(月60時間以上)就労していること。(内職の収入の目安： <u>2万円/月以上</u> 、その他の収入の目安は <u>5万6千円/月以上</u> )	削除 削除
3~ 6	略	略	2~ 5 略
7	その他前記1~6の要件に類する状態にあること	・求職活動中であること。 ・学生であること(1日4時間以上、かつ週4日以上(月60時間以上)就学していることが必要です)。	・求職活動中であること。 ・学生であること(1日4時間以上かつ月60時間以上 就学していることが必要です)。

準基參考選入所育保市治宇等

表数点基本

●複数の要件に該当する場合は、最も点数が高いものを採用します。

就労中の保護者で、入所申込み児童又はその兄弟姉妹が整育施設に通園している場合、通園に要する日に通園している場合、通園に要する日について、1日4時間就労しているものとみなします。

2 入院中の親族に常時付添いが必要な場合に限ります。

準基考選所入等育保市治宇

2. 言語 整點數表

【会社年報】頭角洋介

項目	備考	内容	調整点数	必要書類
世帯の状況	被教認当する場合は、点数が高くなるを採用し、加重する	ひとり親世帯(離婚、未婚、死別、失踪宣告)であるひとり親世帯に準じている(収監中・離婚調停中により、常時家庭にいない)	15	戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療費助成制度受給者証の写し、遺族年金証書の写し等のいすれかが一つ
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	生活保護受給世帯で、保育の利用が必要と判断できる場合	10	就労証明書
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	保護者が育休・育児休業から復職する(複数の保護者が育児休業から復職する場合でも、加点の上限は3点)	2	就労証明書(育児休業の期間の短縮についての誓約書が必要な場合があります。)
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する	3	就労証明書
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	保護者が保育士・保育教諭として、市外の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する	2	就労証明書
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	保護者が、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者である(保育要件が「障害」でない場合)	2	障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	保護者が、身体障害者手帳3・4級(精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者である(保育要件が「障害」でない場合)	1	障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	転入により入所申込みをしているが、転入前に保育所等(1号認定を除く)に入所していた(保護者が育児休業中の場合を除く)	2	※1 國証明書等入所していしたことがある書類
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	地域型保育施設を利用している2歳児が保育所等へ入所を希望する	4	-
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	地域型保育施設を利用する0・1歳児が保育所等へ入所を希望する	3	-
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、アマリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の事由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く)	2	※1 領収書等利用実績を証明できるもの ※4
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、アマリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均6日以上15日未満(利用の事由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く)	1	※1 領収書等利用実績を証明できるもの ※4
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	1号認定を受けて現に認定こども園において特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、2号認定を受けて引き続き同一園での利用を希望する	3	-
保育園の状況	該当する内容すべてを加重する	入所申込み尼富が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている(住園の場合は、兄弟姉妹のどちらかの施設を希望する場合のみ)	2	障害者手帳の写し
兄弟姉妹の状況	該当する内容すべてを加重する	兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に入所申込みをする	1	障害者手帳の写し
その他	該当する内容すべてを加重する	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている同居の就学前前の兄弟姉妹がいる	2	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている同居の18歳未満の兄弟姉妹がいる
その他	該当する内容すべてを加重する	兄弟姉妹がすでに手治所内に認定こども園に就学する理由により、通園時間が今までより片道15分以上余分に掛かるため、転園を希望する	1	転園や就学先の変更等正当な理由により、通園時間が今までより片道15分以上余分に掛かるため、転園を希望する
その他	該当する内容すべてを加重する	卒園料を含む兄弟姉妹の保育料・給食費を3か月以上滞納している(減点)	△5	卒園料を含む兄弟姉妹の保育料・給食費を3か月以上滞納している(減点)

七

●「保護者の状況」、「当該児童の状況」、「兄弟姉妹の状況」、「その他」の項目については、※1の記載があるものを除き、該当する内容すべてを加減点します。

卷之二十一

兄弟姉妹が同時に人所申込をしている場合で、入所調整の段階で、兄弟姉妹の1人が入所できる際には他の兄弟姉妹に加点します。

4 治市内の事業を利用している場合は不要です。

9

3. 同一箇所に複数申込された場合の優先順位

【令和5年度入所申込用】

優先順位	優先順位内容
①	両親がいない・ひとり親(離婚、未婚、死別、收監中等)の世帯
②	兄弟姉妹が既に同一の保育所等に入所している
③	地域型保育施設を利用している
④	認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しておる、直近3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の事由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く)
⑤	同居の障害児(者)がいる(保護者及び当該児童に障害等がある場合も含む)
⑥	保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する
⑦	保育料・給食費を滞納していない
⑧	18歳未満の兄弟姉妹が申込児童含め3人以上いる
⑨	希望園が多い(※必ず第一希望の園に入所できるとは限りませんので、入所の意思がある園だけを記入してください。)
⑩	入所保留期間が長い
⑪	就労日数が多い(採用予定も含む)
⑫	就労時間が長い(採用予定も含む)
⑬	市民税所得割額が低い